

2 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について

2-1 高齢者虐待防止について

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日、高齢者の権利利益を擁護すること等を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が成立し、平成18年4月1日に施行されています。

(2) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義しています。（高齢者虐待防止法第2条1項）。また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

ア 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

< 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（高齢者虐待防止法第2条） >

区 分	介護保険法による規定	老人福祉法による規定
養介護施設	・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護医療院 ・ 地域包括支援センター	・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム
養介護事業	・ 居宅サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業	・ 老人居宅生活支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

<虐待の区分>

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制する／等 (※ 身体拘束＝身体的虐待とは限らないことに注意)
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限する。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・金銭及び財産等を着服／窃盗する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

2－2 高齢者虐待防止措置未実施減算について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが求められています。

- ・委員会を定期的に開催し、その結果に従業者に周知すること
- ・指針を整備すること
- ・研修を定期的（入所・居住系は年2回以上、その他は年1回以上）に実施すること
- ・担当者を置くこと

上記の虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。

2－3 身体拘束廃止の推進

（1）身体的拘束の具体例

- ア 徘徊・転落しないように車いすやベッドに四肢をひも等で縛る。
- イ 点滴等のチューブを抜かないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋をつける。
- ウ 脱衣やオムツ外しを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる。

身体的弊害	ア 本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下など外的弊害 イ 食欲の低下、心肺機能や感染症への対抗力の低下など内的弊害 ウ ベッド柵の乗り越えや、拘束中の車いすの無理な立ち上がりの転倒など、拘束により大事故につながる危険性
精神的弊害	ア 本人の不安や怒り、屈辱、諦めといった精神的苦痛、尊厳の侵害 イ 認知症の進行 ウ 家族が、親や配偶者が拘束されている姿を見た際の混乱、罪悪感など、精神的苦痛 エ 安易な拘束による、介護・看護職員の士気の低下
社会的弊害	ア 職員の士気の低下、介護保険施設等に対する社会的な不信の恐れ イ 高齢者の心身機能の低下により、更なる介護や医療的処置の必要性が出てくる

（2）身体的拘束等の禁止規定

運営基準において、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止しています。

緊急やむを得ない場合については、「身体拘束ゼロへの手引き（平成13年3月「身体的拘束ゼロ作戦推進会議」）」において、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を全て満たさなければならないとされています。

切迫性	入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと ※ 拘束による本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお拘束が必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと ※ まずは、身体拘束を行わず介護する全ての方法の可能性を検討し、他に代替手法がないことを確認しなければならない。また、拘束方法が本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法を実施しなければならない。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること ※ 本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

(3) 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(4) 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束廃止未実施減算については、施設等において、身体拘束が行われていた場合ではなく、(3) 身体拘束等の適正化に係る措置を講じていない場合に、速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況が報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員から100分の10に相当する単位数を所定単位から減算することになります(入所・居住系)。

また、短期入所系サービス及び多機能系サービスについては、令和6年度より、身体拘束等の適正化に係る措置を講じていない場合に、100分の1に相当する単位数を所定単位から減算することになりました(令和7年3月31日まで経過措置あり)。

(5) 身体的拘束等廃止に向けての5つの指針

ア トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

組織のトップである施設長や、介護部長など責任者が身体拘束廃止を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することにより、スタッフの不安が解消され、安心して取り組むことが可能となる。

イ みんなで議論し、共通の意識を持つ

身体拘束の弊害を認識し、トップも含めスタッフ間でどうすれば廃止できるかを議論し、問題意識を共有していく。重要なのは、「利用者中心」の考え方を持つことである。

また、利用者本人や家族に対して、身体拘束の基本的な考え方等について説明し、理解や協力を得るように努める。

ウ まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

個々の利用者に対して正確なアセスメントを実施し、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求する。問題行動がある場合には、その原因を探り、取り除く。

エ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒・転落等の事故が起きにくい環境づくり（ベッドの高さの調整、手すりの設置など）や、スタッフ全員で助け合える柔軟な態勢。

オ 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースを極めて限定的に

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、緊急やむを得ない場合に該当するかを、常に観察、再検討を行い、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。